

# 東京防犯優良マンション等審査基準

## 駐車場

屋内・地下駐車場

項目	基準	
1 構造	(1) 道路等、管理人室、周辺車路等から、出入口部、料金自動支払機等への見通しが確保されていること。又は、防犯カメラの設置等により、見通しを補完する措置が講じられていること。	必須
	(2) 可能な限り、柱、壁などで視線を遮らない構造のものとし、死角となる箇所には、ミラー等が設置されていること。	必須
2 管理者	(1) 管理者（管理者に準ずるものを含む。）が常駐もしくは巡回していること。	推奨
3 防犯カメラ	(1) 出入口部、料金自動支払機近傍を撮影範囲とする防犯カメラが設置されていること。又は、2に記載の管理者が常駐している場合には、その常駐箇所からこれらの箇所が見通せること。	必須
	(2) 駐車スペースには、車と人の動きが確認できる防犯カメラが設置されていること。	必須
	(3) 防犯カメラには、これと連動したモニター及び記録装置が設置されていること。	必須
4 出入口ゲート	(1) 出入口には、門扉、チェーン等の出入場を制限する設備が設置されていること。	必須
	(2) 出入口に自動ゲート管理システムが設置されていることが望ましい。	推奨
5 非常押しボタン	(1) エレベーターホール及び地下へ通じる階段壁面等に、非常時に管理人室等へ異常を知らせるための、非常押しボタンを設置することが望ましい。	推奨
6 センサー付ライト	(1) タイマー機能を有するセンサー付ライトを設置し、これと連動した防犯カメラを設置することが望ましい。	推奨
7 照明設備	(1) 車路は床面において10ルクス以上、駐車スペースは床面において3ルクス以上、出入口、料金自動支払機近傍、エレベーターホール及び地下へ通じる階段は床面において20ルクス以上の水平面照度を確保すること。	必須